

～ 保護者のみなさんへ～

(特別支援教育就学奨励費補助金について)

特別支援教育就学奨励費補助とは、特別支援学級に在籍している方を対象に、学用品費（新入学児童生徒のみ）・校外活動費・修学旅行費・給食費などの一部を補助する制度です。

世帯の総所得金額が、国で定める基準に該当するか調査し、認定・不認定を決定します。

手続き

「特別支援教育就学奨励費 受給申請書」を学校に提出してください。

★今年度から様式が変更となりました。

記入上の注意

○「特別支援教育就学奨励費 受給申請書」

両面をよくご確認ください、必要事項のすべてに記入してください。

詳細については、記入例をご確認ください。

認定・不認定

○就学奨励費は、保護者の負担能力の程度（世帯全員の収入状況等）に基づき支弁区分を認定し、これに応じて支給されます。支弁区分は、主に次の三つに分かれています。

- I 段階 — 世帯収入が必要額の 1.50 倍未満の世帯又は生活保護世帯
- II 段階 — 世帯収入が必要額の 1.50 倍以上 2.50 倍未満の世帯
- III 段階 — 世帯収入が必要額の 2.50 倍以上の世帯

需要額は世帯構成、世帯員の年齢、その他控除に基づき、算出されます。

I・II 区分には規定額に基づいて就学奨励費が支給されます。

III 区分に該当する場合は、支給されません。

教育委員会が提出書類等に基づき、交付を希望する世帯の所得及び所得控除調査を行い、認定・不認定を決定します。

当該補助金以外の目的では使用いたしません。

問い合わせ先

各学校 または 山梨市教育委員会 学校教育課（TEL 22-1111）担当